

独立行政法人日本学術振興会
令和5年度特定公募型研究開発業務
（地域中核・特色ある研究大学
強化促進事業）に関する報告書及び
同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会令和5年度特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書を、文部科学大臣の意見を付して報告するものである。

独立行政法人日本学術振興会 令和5年度特定公募型研究開発業務 （地域中核・特色ある研究大学 強化促進事業）に関する報告書及び 同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会令和5年度特定公募型研究開発業務
（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書・・・・・・・・・・ 1

独立行政法人日本学術振興会令和5年度特定公募型研究開発業務
（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書に付する
文部科学大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5

令和 5 年度特定公募型研究開発業務
(地域中核・特色ある研究大学強化促進事業)
に関する報告書

令和 6 年 9 月 2 7 日
独立行政法人日本学術振興会

目 次

I.	令和5年度特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書	5
II.	参考資料	11
資料1	地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和5年3月15日文部科学大臣決定）	
資料2	独立行政法人日本学術振興会地域中核研究大学等強化促進基金設置規程（令和5年3月24日規程第4号）	
資料3	地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会規程（令和5年3月31日規程第11号）	
資料4	地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の制度骨子（令和5年4月14日科学技術・学術政策局）	
資料5	令和5年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」審査要領（令和5年5月26日地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会）	
資料6	地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針（令和5年4月14日文部科学大臣決定）	
資料7	地域中核研究大学等強化促進基金（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）取扱要領（令和5年5月19日規程第22号）	
資料8	地域中核研究大学等強化促進基金助成金における交付条件（令和6年1月9日）	
資料9	独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金及び地域中核研究大学等強化促進基金の運用に関する取扱要項（平成21年11月27日理事長裁定）	
資料10	参照条文	

I. 令和5年度特定公募型研究開発業務
（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）
に関する報告書

**令和５年度特定公募型研究開発業務
(地域中核・特色ある研究大学強化促進事業) について**

1. 特定公募型研究開発業務(地域中核・特色ある研究大学強化促進事業)について

独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、第４期中期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成２０年法律第６３号。以下「科技イノベ活性化法」という。)第２７条の２第１項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な戦略的経営の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進すると定められたことを受け、令和５年３月２７日に、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱(令和５年３月１５日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)(資料１)に基づき、「地域中核研究大学等強化促進基金」(以下「基金」という。)を造成し、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」(以下「事業」という。)の公募、審査、評価、進捗管理、交付業務及び事業成果の最大化に向けた必要な支援業務等を行う。

令和５年度は、公募、審査を行い、１２機関を採択し、１２機関に対して交付決定を行った。

2. 基金の造成について

交付要綱(資料１)に基づき、令和５年３月２７日に文部科学省から振興会に対して地域中核研究大学等強化促進基金補助金１,４９８億３,６１２万５,０００円が交付された。また、独立行政法人日本学術振興会地域中核研究大学等強化促進基金設置規程(令和５年３月２４日規程第４号。以下「基金設置規程」という。)(資料２)に基づき、その全額をもって基金を造成した。

3. 基金に係る公募及び審査について

令和５年度は、事業の公募及び審査を以下の通り実施した。

事業の公募及び審査を行うために、地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会規程(令和５年３月３１日規程第１１号。以下「事業推進委員会規程」という。)(資料３)に基づき、有識者・学識経験者等からなる地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会(以下「事業推進委員会」という。)を組織した。

公募は、国から示された地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の制度骨子(令和５年４月１４日科学技術・学術政策局。以下「制度骨子」という。)(資料４)を踏まえ、公募に必要な各種文書を作成し、公募を行い６９機関からの申請を受け付けた。

審査は、令和５年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」審査要領(令和５年５月２６日地域中核特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会)(資料５)に基づき、事業推進委員会が一次審査(書面審査)及び二次審査(面接審

査)により実施し、採択に値する提案として12機関の提案を選定した。

(公募及び審査)

公募期間	令和5年5月26日～令和5年7月26日
申請件数	69機関
審査方式	一次審査(書面審査)及び二次審査(面接審査)
審査期間	令和5年8月上旬～令和5年12月中旬

以上の結果、地域中核研究大学等強化促進基金助成金(基金から交付する事業費)を交付する対象事業として12機関の提案を採択した。

4. 助成金の交付状況について

以下に示す表のうち、交付決定額は、複数年にわたる事業期間全体の支援経費であり、令和5年度助成金交付額は、当該年度分として交付した金額である。令和5年度は12機関を採択し、令和6年3月4日に交付決定の上、3機関に助成金を交付した。なお、令和5年度の事業期間は令和6年3月4日から令和6年3月31日の期間である。

各事業の情報は文部科学省ホームページに本報告書と併せて掲載する。

採択年度	件数	交付決定額	令和5年度 助成金交付額※
令和5年度	12	661億9,500万円	1億100万円
計	12	661億9,500万円	1億100万円

※令和5年度助成金交付額は交付決定した12機関のうち、3機関から交付請求があり、3機関に交付した助成金額である。

5. 基金の管理体制等について

基金の管理については、事業を実施する経営企画部大学経営支援課において基金の管理から執行までを一元的に把握して適切な執行管理を行った。令和5年度は、地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針(令和5年4月14日文部科学大臣決定)(資料6)に基づき、地域中核研究大学等強化促進基金助成金(地域中核・特色ある研究大学強化促進事業)取扱要領(令和5年5月19日規程第22号)(資料7)並びに地域中核研究大学等強化促進基金助成金における交付条件(資料8)を定め、基金を適切に執行するための規定を定めた。

基金の運用については、科技イノベーション活性化法第27条の2第3項並びに基金設置規程(資料2)及び独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金及び地域中核研究大学等強化促進基金の運用に関する取扱要項(平成21年11月27日理事長裁定)(資料9)にのっとり、安全性の確保を最優先に、流動性の確保や収益性の向上にも留意した基金の運用を行った。令和5年度は、普通預金及び定期預金による運用並びに債券による運用を行い、運用利益3,851万円

を科技イノベ活性化法第27条の2第3項の規定により基金に繰り入れた。

＜基金の経理状況＞

(単位:円)

年 度			前年度	令和 5 年度	合計
地域中核研究大学等強化促進 基金補助金受入額			149, 836, 125, 000	—	149, 836, 125, 000
地域中核研究大学等強化促進 基金執行額 (a-b)			619, 056	178, 225, 318	178, 844, 374
	支 出	助成総額	—	101, 000, 000	101, 000, 000
		管理費	639, 581	115, 732, 592	116, 372, 173
		小計 (a)	639, 581	216, 732, 592	217, 372, 173
	収 入	利息	20, 525	38, 507, 274	38, 527, 799
		雑収入※	—	—	—
		小計 (b)	20, 525	38, 507, 274	38, 527, 799
地域中核研究大学等強化促進 基金残額			149, 835, 505, 944	149, 657, 280, 626	—
	うち国費相当額		149, 835, 505, 944	149, 657, 280, 626	—

※雑収入は、過年度に交付した助成金の返還金、加算金、返還金及び加算金の支払期限遅延による延滞金である。

6. 保有割合について

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和5年度末時点での保有割合は「1」となる。

＜保有割合の算定根拠＞

(令和5年度末基金残高) ÷ (令和6年度以降業務に必要となる額)

7. 基金による助成事業の目標に対する達成状況について

本事業においては、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な戦略的経営の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進することを目標としている。

令和5年度は、国から示された制度骨子(資料4)を踏まえ、公募に必要な各種文書を作成し、公募を行い、69機関の申請を受け付けた。また、公募に必要な各種文書の作成やその後の審査に当たっては、事業推進委員会規程(資料3)に基づき、有識者・学識経験者等からなる事業推進委員会を組織し、公正性、透明性を確保しつつ、採択に値する提案の選定を実施し、その選定に基づき、振興会は12機関を採択大学として決定した。

採択大学に対して、令和5年度内に交付決定を行うとともに、進捗管理及び事業成果の最大化に向けた支援業務の実施のため、有識者や採択大学からのヒアリングを実施し、ヒアリングでの助言等を踏まえ、文部科学省及び事業推進委員会と支援体制構築のための検討を行った。また、交付申請及び交付請求手続きに向けて関係する要項等を新たに整備するとともに、交付手続きをスムーズに進めるため、交付申請及び交付請求のための事務担当者説明会を実施し、令和6年3月4日に交付決定を行った。

以上のことから、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言える。

II. 參考資料

地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 1 5 日

文 部 科 学 大 臣 決 定

(通則)

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、地域中核・特色ある研究大学が、その強み・特色ある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速により研究力強化を図る取組に対する助成（以下「助成事業」という。）及びこれに附帯する業務を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金は、振興会が基金の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 この補助金の交付額は、次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	振興会の基金の造成に要する経費

(申請手続)

第 5 条 振興会は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式 1 による交付申請書を文部科学大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 大臣は、前条及び第8条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、速やかに交付決定を行い、別紙様式2による交付決定通知書を振興会に送付するものとする。

2 前条及び第8条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 振興会は、助成事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。

- ① 基金の名称
- ② 基金の額
- ③ 上記②のうち国費相当額
- ④ 助成事業の概要
- ⑤ 助成事業の目標
- ⑥ 助成事業の採択に当たっての応募方法、応募期限、審査基準、審査体制

二 事業内容の変更をする場合には、大臣の承認を受けなければならない。

三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。

四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

五 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

六 助成事業については、大臣が定める基本方針に基づいて行わなければならない。

七 振興会は、助成事業に係る審議を行うため、有識者からなる委員会を置くものとする。

八 大学からの振興会への申請その他この助成事業に関する細目は、振興会において定める取扱要領によるものとする。振興会は、取扱要領を定めるに当たっては、大臣に協議するものとする。

九 振興会は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の3第1項の規定に基づき、基金により行う業務（以下「業務」という。）の収支の状況等について、次の事項を記載した報告書を毎年度作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。

- ① 基金の額(年度末残高及び国費相当額)

- ② 業務に係る収入・支出及びその内訳
- ③ 助成事業の交付決定件数・交付決定額
- ④ 保有割合
- ⑤ 保有割合の算定根拠
- ⑥ 助成事業の目標に対する達成度

十 振興会は、助成事業業務で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いがある場合を含む）には、速やかに調査を実施するとともに、その結果を大臣に報告し、大臣の指示を受けなければならない。

十一 振興会は、基金により行う助成に係る審査、評価及び分析等を行う事業を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう経費の効率的な使用に努めなければならない。

十二 振興会は、基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、科技イノベ活性化法第 27 条の 2 第 2 項に基づき、基金に充てるものとする。

十三 基金の廃止後においても、振興会が基金による事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合及び附帯する業務に係る経費に返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

十四 基金により行う業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。

十五 取崩見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。

十六 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

（変更申請手続）

第 8 条 振興会は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式 3 による変更交付申請書を大臣に提出し、承認を受けなければならない。

（調査及び報告等）

第 9 条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、振興会に対して報告を求めることができる。

（実績報告）

第 10 条 振興会は、事業が完了した日から 30 日を経過した日（事業の廃止の承認を受

けた場合には、廃止の承認があった日から 30 日を経過した日）又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別紙様式 4 による事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 11 条 大臣は、前条の報告を受けた場合に、事業実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、振興会に通知するものとする。

2 大臣は、振興会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 12 条 大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 振興会が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 振興会が補助金を事業以外の用途に使用した場合

三 振興会が事業に関し不正、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情により、事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合は除くものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

（帳簿関係書類等の整備）

第 13 条 振興会は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入

及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第 14 条 振興会は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 15 条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、振興会が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は振興会に到達確認を行うものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則

この要綱は令和 5 年 3 月 1 5 日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会地域中核研究大学等強化促進基金設置規程

令和5年3月24日 規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、地域中核研究大学等強化促進基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第2条 令和4年度一般会計補正予算（第2号）により交付される補助金により、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組に対する助成及びこれに附帯する業務を実施するため、独立行政法人日本学術振興会に基金を設置する。

(基金の業務)

第3条 基金は、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和5年3月15日文科科学大臣決定）第2条に規定される助成事業及びこれに附帯する業務に充てるものとする。

(基金の運用)

第4条 基金は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項に定める方法により運用するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月24日から施行し、令和5年3月15日から適用する。

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会規程

令和5年3月31日 規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和5年3月15日文部科学大臣決定）第7条第七号の規定に基づき、地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下「事業」という。）の審査、評価及び進捗管理等に関する事項
- 二 その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、有識者・学識経験者等から、理事長が任命する。

2 委員会は、必要に応じて調査審議のため、部会等を置くことができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、原則1年とし、その欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、非常勤とする。

(利害関係者の排除)

第5条 委員は、以下のいずれかに該当する場合は、当該大学等の審査、評価及び進捗管理等に参画することが出来ないものとする。

- 一 事業の実施体制に含まれる大学等（以下「実施機関」という。）に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）する者
- 二 実施機関における事業に参画している、又は参画する予定のある者
- 三 実施機関の長との関係において、次に掲げる者に該当する場合
 - (1) 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者
 - (2) 密接な師弟関係にある者
- 四 実施機関における評価委員会等の委員に就任している、又は就任する予定のある者
- 五 実施機関における活動、又は事業の採否が直接的な利害につながるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係にある者
- 六 その他、中立・公平に審査を行うことが困難であると判断される事由のある者

(守秘義務等)

第6条 委員は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 独立行政法人日本学術振興会の信用を傷つける行為。

二 職務上知り得た秘密を漏らす行為。その職を退いた後も同様とする。

三 独立行政法人日本学術振興会の秩序及び規律をみだす行為。

3 理事長は、委員が第1項又は第2項の規定に違反した場合、その他委員たるに相応しくないものと認めたときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、理事長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急その他やむを得ない事情と委員長が認める場合は、委員長は、議事の内容に応じ、事案の概要を記載した書面を全委員に送付し、意見を徴することで議事を開くことができるものとし、その結果をもって議決とすることができる。

5 前項の場合において、委員会の議事は全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(意見の聴取)

第9条 委員会において必要と認める場合には、委員以外の有識者・学識経験者等に意見を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の制度骨子

令和 5 年 4 月 14 日

科学技術・学術政策局

「地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針」（令和5年4月14日、文部科学大臣決定）2. に規定する、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下「本事業」という。）の制度骨子について、以下のとおり定めることとし、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、この制度骨子に基づき、本事業の運営を行うものとする。

1. 事業の背景及び目的

- 新たな価値創造の源泉となる「知」と「人材」を輩出し、社会の新陳代謝を促し得る大学の存在は、インクルーシブで持続可能な知識集約型社会へとグローバルな社会構造が大きく変化し、18歳人口が減少する中においても、一層重要な社会インフラ基盤である。
- そのような中、大学には、新たな社会ニーズに積極的に応えていくことに留まらず、新たな価値創造を通じて、次代の社会構造の転換を促し得る大胆なビジョンを自ら提唱し、グローバルアジェンダを牽引することが期待されている。
- 一方、近年、我が国の研究力の低下が指摘されている中、日本全体の研究力を向上させ、新たな価値創造を促進していくためには、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援と同時に、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学（以下「地域中核・特色ある研究大学」という。）など、実力と意欲を持つ多様な大学の機能を強化していくことが重要であり、政府において、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令和4年2月1日、総合科学技術・イノベーション会議決定。以下「総合振興パッケージ」という。）を取りまとめたところである。
- これを踏まえ、国際卓越研究大学と、地域中核・特色ある研究大学（①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能：これらのいずれか又は組み合わせた機能を有する大学）が、相乗的・相補的な連携により共に発展するスキームの構築が必要不可欠である。
- そのためには、地域中核・特色ある研究大学が、特色ある研究の国際展開や、地域の経済社会や国内外の課題解決を図っていけるよう、特定の強い分野の拠点等の強みを核に大学の活動を拡張させるとともに、大学間での効果的な連携を図ることで、研究大学群として発展していくことが重要である。

○本事業では、研究力の飛躍的向上に向けて、10 年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフト双方の環境構築の取組を支援する。

○なお、地域中核・特色ある研究大学は、令和 5 年 2 月 8 日に改定された「総合振興パッケージ」の趣旨も踏まえ、各大学のミッションも踏まえつつ、目指す大学ビジョンを設定し、それに向けて自らの立ち位置を振り返りながら、戦略的な経営を推進することが重要である。本事業を活用し、研究力強化に必要な取組の効果を最大化し、研究を核とした大学の国際競争力強化を図るだけでなく、戦略的な経営に向けて経営リソースの拡張を図るとともに、メリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着を目指すことが求められる。

○また、「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」（以下「施設整備事業」という。）による支援との相乗効果を生むことを念頭において、本事業に申請することを期待する。

○最後に、文部科学省及び本事業を実施する振興会は、本事業が、国際卓越研究大学制度と併せ、我が国の研究力の向上のための極めて重要な施策であることを認識した上で、本事業により形成を目指す多数の研究大学群や他府省と協力し、産業界や地方自治体をはじめとした社会との協働・対話を進め、本事業を強力に推進していくことが重要である。

2. 本事業の公募に関して

2-1. 支援にあたっての考え方

(1) 支援対象及び申請方法

○支援対象は国公私立大学とする。

○本事業への申請は 1 大学あたり 1 件とし、他機関とともに申請する場合には、以下の①提案大学に、②連携機関を加えるものとする。

- ① 提案大学：強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点（世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）や共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）等の拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの）等を有する国公私立大学のうち、研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリ

ソースを投下する大学

② 連携機関

- ・連携大学：大学が有する強みを活かして、提案大学の研究力の向上戦略に関連して、提案大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る国公立大学（大学共同利用機関を含む）
- ・参画機関：本事業の経費の配分対象ではないが、提案大学と連携して活動を行う、研究力の強化に有効な大学等（例：令和4年度に公募を行った国際卓越研究大学制度へ申請中の大学や、海外大学、国立研究開発法人、高等専門学校等）

○提案大学は、研究力が向上した10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等を核とした研究力の向上戦略を作成するものとする。

○提案大学となる大学が別の大学の申請において連携機関となることは可能とする。ただし、複数の提案において同一の支援内容を申請することは不可とする。

（2）大学間連携の意義

○大学間連携を行う場合は、連携を行うこと自体が目的ではなく、提案大学は、自らの機能ごとの現状及び10年後の研究力が向上した大学ビジョンを踏まえ、その実現にあたって大学ごとに何を強化し、学内において不足しているリソースや課題を見定め、それをどのような大学と連携することでそれらを補完できるかの明確な戦略性が必要となる。

○以下は、研究力強化のために考えられる大学間連携のイメージ例であるが、これ以外にも上記の趣旨で行われる戦略的な連携も考えられる。

（参考）研究力の強化に係る大学間連携イメージ例

- ① 基礎研究を推進する上での組織の規模確保に向けた、特定の研究分野において強みを有する国内外の大学同士の連携
- ② 基礎研究と臨床研究の連携強化に向けた、基礎研究に強みがある大学と、附属病院を有する大学との連携
- ③ 広域課題への対応に向けた、地理的に近い位置に立地する、強みや特色が異な

る大学同士による連携

- ④ スタートアップ創出力の強化に向けた、地域の基礎研究力が強い大学と、都市部のスタートアップ創出力が高い大学との連携
- ⑤ 産学官連携を支える専門家集団の共有に向けた、大学同士での人材・情報等の共有化

(3) 連携機関がある場合における提案大学の役割

○提案大学が責任機関として全体を統括し、振興会との間における一連の事務の実施にあたっては、各大学を代表して行うものとする。具体的には、以下の役割を担うものとする。

- ① 連携機関との間で研究力の向上戦略を共有し、その実現に向けた計画が着実に進むよう促していくこと
- ② 連携大学への予算配分を行うとともに、連携大学を含めた全体の資金計画・執行状況について把握すること
- ③ 連携機関を含めた全体の年度報告を振興会に行うほか、振興会が文部科学省とともに実施する毎年度の進捗管理（面談やサイトビジット等）等において、必要に応じ連携機関とともに対応にあたること

(4) 令和6年度以降の公募

○令和5年度の公募及び伴走支援の状況等や国際卓越研究大学制度の審査状況及び採択結果等も踏まえて、文部科学省との事前協議の上、柔軟に事業設計を行うこと。

2-2. 支援内容

(1) 支援内容

○提案大学が策定した研究力の向上戦略の実現に必要な経費を5年間支援（最大55億円程度／件）するものとする。

- ① 戦略的実行経費（研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の人件費、研究者の人件費、旅費、謝金、調査費、その他研究力の向上戦略の実行に必要な

な経費)：最大 25 億円程度：5 億円程度／件・年×最長 5 年間

- ② 研究設備等整備経費（研究機器購入費、研究機器購入に伴う設置経費、研究・事務 DX（デジタル・トランスフォーメーション）や研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費、その他研究力向上に係る研究設備の整備及びその付帯事務費等）：最大 30 億円程度／件

（２）留意事項

- 「①戦略的実行経費」について、大学や取組の規模等も異なることから、支援額を 1 件あたり 25 億円程度と画一にするのではなく、大学や取組の規模等に応じて支援額を設定することとする。
- 「②設備等の整備に係る経費」について、連携大学に設置する場合には、連携大学ごとの支援上限額を 15 億円とする。また、特定の大学が複数の提案に連携大学として参画することで、提案大学以上に「②設備等の整備に係る経費」が支援されることがないように、複数の提案に参画する場合においても、連携大学としての 1 大学への支援金額の上限は、15 億円とする。

2－3. 申請書類・審査方法

（１）申請書類

- 提案大学には、申請書類として以下のものを提出させること。
 - ① 研究力が向上した 10 年後の大学ビジョンを描き、そこに至るためのプロセスを示す「研究力の向上戦略」
 - ② 研究力の向上戦略の具体的な道行き（5 年間）を示す「研究力向上計画」及び「資金計画（戦略的実行経費及び設備等の整備に係る経費の計画）」
- また、申請において連携大学がある場合、連携大学における「研究力向上計画」、「資金計画」を作成させ、併せて提出させること。

（２）申請内容

- 各項目について、以下の内容を盛り込んだものを提出させること。その際、連携機関がある場合、連携の必要性、連携内容及び実績等を含むものとする。

① 研究力の向上戦略：

- ・大学のミッション及び総合振興パッケージ等も踏まえ、提案大学の研究力が向上した 10 年後の大学ビジョン及びそこに至るためのプロセス（提案大学の強みや特色ある研究拠点等を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開、他機関との連携、リソース配分の見直し・組織改革、若手研究者・研究支援人材育成、戦略的に強みを伸ばしていくための研究時間の確保及びその他プロセスを推進するための優位性並びに研究力向上に係るアウトカム及びアウトプット等の内容を含む。）
- ・提案大学の研究力の向上戦略に係る実績等（研究拠点等の実績、大学としての研究力の向上戦略に係る実績（リソース配分や組織改革の状況等の内容を含む。））

② 研究力向上計画：

- ・提案大学の「研究力の向上戦略」の実現に向けた、5 年間での人材や研究基盤等の学内アセットの整備に係る計画（研究力向上に係るアウトカム及びアウトプットの内容を含む。）

③ 資金計画：

- ・「研究力向上計画」の実施に必要となる戦略的実行経費及び設備等の整備に係る経費の計画
- ・大学の取組の持続的な展開に向けた、本事業終了後の後年度負担への対応予定（外部収入等の獲得予定や既存経費の合理化計画の内容を含む。）

○なお、本事業は、研究を補助する事業ではなく、地域中核・特色ある研究大学に向け、既に有する強みや特色ある研究力を核とし、大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張・戦略的活用を図るための、戦略的な経営を後押しする事業であることを踏まえ、本事業を活用してこそ達成できる内容を申請させるものとする。

○また、強みや特色ある研究拠点等については、例えば以下の体制や実績を有するものであること。

- ① 特定の個人研究者のみに依存せず、まとまった所属研究者数や関連する研究支援者（URA 等の研究マネジメント人材や技術職員等の高度な専門職人材を含む）数を有していること
- ② 大学本部の積極的な関与のもと、組織的に充実した活動が行えるよう運営マネ

ジメントがなされていること

- ③ 拠点等の性質に応じて、論文創出数や論文の被引用数、民間企業との共同研究件数や共同研究費受入額、特許出願数や起業数、研究成果の社会実装による地域内外での新産業創出や社会課題解決などの面で実績を上げていること

○また、研究力向上戦略のプロセスを適時・適切に把握・改善していくため、振興会は、提案大学に対し、「総合振興パッケージ」を踏まえ、以下のような例示も示しながら、強化すべき機能の内容に応じたアウトカム及びアウトプットを測定する中長期的な指標を設定させること。その際、指標については、特定のものに限定せず、提案大学が、本事業を活用してこそ達成できる高い目標として設定した大学ビジョンを踏まえ、適切に設定を行うものとする。

- ① 強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能

- ・論文数や国際共著論文数
- ・論文の被引用数
- ・リサーチ・インパクトの状況や高インパクトジャーナルへの掲載割合 等

- ② 地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能

- ・民間企業等との共同研究件数や共同研究費受入額（受託含む）・「組織」対「組織」による大型共同研究の推進等による研究成果の社会実装数（既存企業への技術移転数、スタートアップ企業の創出数）
- ・地球規模の課題解決に向けた国際的な活動への組織的な参画状況 等

- ③ 地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能

- ・研究成果の社会実装による地域内外での新産業創出や社会課題解決の件数
- ・地方自治体による大学の活動へのコミットメントの状況（大学との人事交流、大学と地方自治体との共同研究や地方自治体からの受託研究の状況等）
- ・第2創業の成功事例件数や地域需要創出型企業の創出数 等

○なお、以下に示すような短期的に測定可能な定量的・定性的アウトプットについても、中長期的なアウトプット・アウトカムを達成するために必要なプロセスを測定する指標として、両者の関連性を考慮した上で設定を行うものとする。

- ・研究に専念できる時間の確保状況等の環境整備状況
- ・強みを有する特定分野の研究者（若手・国際的に著名な研究者を含む）や博

士課程学生の増加

- ・論文数の増加
- ・URA・技術職員等の研究支援人材や産学官連携人材の採用・育成状況
- ・ロイヤリティ収入増につながる知財の活用状況
- ・起業のサポート状況、起業当初の事業運営状況
- ・国際共同研究や産学官連携のネットワークの構築状況 等

(3) 審査方法

○振興会に設置する「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会」(以下「事業推進委員会」という。)は、以下の流れに従い、提案大学からの申請を書面・面接により審査し、採択大学を決定するものとする。

- ① 「研究力の向上戦略」に係る審査
- ② 「研究力向上計画」及び「資金計画」に係る審査
- ③ 採択大学の決定

○その際、振興会は、必要に応じて、サイトビジット等を通じ大学の現状を把握するとともに、提案大学との対話等を通じて最終的な採択大学を決定すること。

○また、不採択となった大学に対しては、その理由を明示すること。

(4) 審査の観点

○事業推進委員会は、以下の観点の具体化を図り、申請内容の審査を行うこと。連携機関がある場合には、研究力の向上戦略に係る連携機関の実績、連携機関との連携効果、連携大学への資金配分の有効性・妥当性等も併せて審査を行うこと。

- ① 「研究力の向上戦略」に関する審査の観点
 - ・実績を踏まえた戦略の実現可能性や優位性、発展性（伸びしろ）
- ② 「研究力向上計画」に関する審査の観点
 - ・計画の有効性（研究力の向上戦略の実現に対する効果）
 - ・計画及び進め方の妥当性（計画の管理体制の妥当性を含む）
- ③ 「資金計画」に関する審査の観点
 - ・計画の有効性
 - ・計画の妥当性（金額の規模の妥当性を含む）

(5) 留意事項

○審査を行うにあたっては、大学ビジョンの性質等も踏まえ、以下の点を踏まえることも重要である。

- ・従来の事業等により培ってきた大学・地域の資源や強み・特色を最大限活かすとともに、発展性（伸びしろ）が十分に見込まれること
- ・研究と人材育成は一体不可分であることを踏まえ、研究力向上戦略の検討や実行にあたっては、必要に応じて人材育成との連動が図られていること
- ・連携機関等からの資金的・人的コミットメントがあるなど、実質的な連携が図られていること
- ・研究力の向上戦略の実行にあたって必要な企業・地方自治体・国際機関等と実質的な連携が図られていること
- ・社会課題解決を強化する取組については、人文・社会科学も含めた大学の総合知が活用されていること
- ・地域・社会貢献を追求する取組については、地域全体のエコシステムの形成を推進する観点から、ステークホルダーに対し、大学の強みや特色、地域内外に対する研究の方向性が発信されていること
- ・複数の申請に関わる大学については、当該大学における各申請の妥当性や実現可能性とともに、全申請を通じた当該大学の研究力向上に関する効果等があること

3. 事業推進の在り方について

3－1. 振興会における事業推進体制について

○振興会に設置する事業推進委員会は、事業の公募、審査及び進捗管理を行うものとする。

○その際、本事業が、大学ビジョンに応じて、

- ① 強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、
- ② 地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、
- ③ 地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能

といった多様な方向性の機能の拡充を求めるものであることから、事業推進委員会等は、それを踏まえ、研究力の向上に向けた大学経営改革の実績を有する者、

組織的な産学連携の取組に関する実績を有する者、研究力を活かした地域課題解決の取組に関する実績を有する者、海外の大学経営改革の知見を有する者をはじめ、多様な専門的知見を有する有識者で構成するものとする。

○事業推進委員会は、文部科学省の「地域中核・特色ある研究大学に係る事業設計委員会」（以下「事業設計委員会」という。）に対し、その求めに応じて、事業の進捗及び課題等について報告するものとし、事業設計委員会は、大局的な観点から事業推進委員会に対し、助言を行うものとする。

○事業推進委員会は、事業設計委員会の助言を十分に踏まえ、事業の推進を行うものとし、事業推進委員会の構成員は、それが可能な体制とすること。

3－2. 進捗管理・評価・伴走支援について

○文部科学省及び振興会は、我が国の研究力の向上の実現に向け、以下に示す役割分担の下、採択大学の戦略の実現に向けて伴走支援を行い、大学とともに取組を進めるものとする。また、それにあたって必要な進捗管理・評価も適切に実施する。その際、大学が評価疲れを起こさないように留意する。

① 振興会

- ・振興会は、支援期間の中間年（3年度目を目途）及び最終年（5年度目を目途）に評価を実施することを念頭に、振興会が選定するプログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサー等（以下「PD等」という。）による大学との対話を行いながら、進捗管理と研究力向上のために必要な指導・助言を展開すること。
- ・その際、以下の点について留意すること。
 - －評価結果によって事業を中止する場合があること。
 - －研究力向上計画及び資金計画については、大学ビジョンの実現のための柔軟な変更を可能とすること。
 - －振興会は、各大学によってそのビジョンやその実現に向けたプロセスが多様となることを踏まえ、必要な指導・助言を効果的に行うことができるよう、研究力の向上に向けた大学経営改革の実績を有する者、組織的な産学連携の取組に関する実績を有する者、研究力を活かした地域課題解決の取組に関する実績を有する者、海外の大学経営改革の知見を有する者をはじめ、多様な専門的知見を有する者をPD等として選出すること。

② 文部科学省

- ・上記に加え、各大学の研究力の向上戦略の実現に向けて、アウトプット及びアウトカムの測定指標の設定やそれを達成するための方策等について各大学との対話を行いながら提案を含めた支援を展開すること（効果的な研究力強化を図るための他大学との連携の観点も含む）。
- ・また、各大学の経営支援の観点から、各大学が、必要に応じて経営コンサルティングファーム等を活用できる体制の構築も含め、伴走支援体制を整備すること。

○文部科学省は、全体の事業評価を行うための適切な指標について、専門家等の協力も得ながら検討を行うとともに、支援期間の最終年（5 年度目）を目途に評価を行い、進捗に応じて、大学への必要な支援を展開できるよう、文部科学省及び振興会において取組を継続的に支援する（最長 10 年を目途）。継続的な支援の内容については、事業の進捗状況及び効果に係る振興会からの報告を踏まえつつ、事業設計委員会において検討する。

○なお、事業の実施にあたっては、総合振興パッケージを踏まえ、産業界や地方自治体をはじめとした社会から、知の価値に対する大学への投資を呼び込んでいくためにも、文部科学省及び振興会は、多数の研究大学群や他省庁とともに、本事業の取組を広く社会へ発信していくことが重要である。

3－3．事業推進にあたっての留意事項について

○本事業は、「総合振興パッケージ」の重要施策であることを踏まえ、振興会は、「総合振興パッケージ」のフォローアップの結果、総合科学技術・イノベーション会議及び大学研究力強化委員会等の議論等も踏まえ、事業の推進を図ること。

○その際、「総合振興パッケージ」の目的は、「大学がそれぞれ自らのミッションに応じたポートフォリオ戦略の下、選択的かつ、発展段階に応じて、それぞれの機能を各府省の事業を活用してさらに強化し易くすること」であることから、文部科学省においては、大学に対し、文部科学省のみならず他府省の事業を含めた他事業の活用・連携を積極的に促進及び支援する。また、文部科学省は、専門家等の協力も得ながら事業の実施状況等を分析し、その結果を文部科学省における研究大学の振興施策にフィードバックを行うこと。

○また、政府においては、新しい資本主義の実現に向けた重点投資の主要な柱の一

つとして、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日、新しい資本主義実現会議決定）を策定し、スタートアップ創出に向けて環境整備を強力に進めていくこととしており、先行して文部科学省において実施している施設整備事業においても、その趣旨を踏まえ、スタートアップ創出に向けたインキュベーション機能を有する施設等の整備を支援するとともに、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）においても大学発スタートアップ創出に向けた基金の造成を行ったところである。

○文部科学省は、本事業と大学発スタートアップ施策との連動を図るとともに、振興会と機構との有機的な連携が図られるよう、文部科学省において適切な取り計らいを行うこと。また、振興会は、文部科学省の施設整備事業により整備する施設の内容も十分に踏まえ、3－2.における進捗管理・評価・伴走支援を行うものとする。

○このほか、本制度骨子に定められていない詳細の事項については、「総合振興パッケージ」及び本骨子の趣旨等を十分に踏まえつつ、振興会において定めること。ただし、本骨子に相当するような重要事項を決定する際には、予め事業設計委員会の意見を聞くものとする。

令和5年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」審査要領

令和5年5月26日

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の審査は、この審査要領に従って行う。

I. 審査の基本方針

大学からの申請に基づき、「研究力の向上戦略」の実現可能性や優位性、発展性（伸びしろ）、「研究力向上計画」の有効性、進め方の妥当性、「資金計画」の有効性、妥当性等を確認し、地域中核・特色ある研究大学として目指す機能を実現するための提案となっているかについて、公平・公正に審査を行う。

II. 審査の方法

1. 審査方法

本事業の審査は、「一次審査」「二次審査」の2段階により実施する。審査は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が設置する「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会」（以下「事業推進委員会」という。）が実施する。

〈審査の手順〉

「一次審査」・・・「研究力の向上戦略」、「研究力向上計画」、「資金計画」及び「事業概要図」に基づき、事業推進委員会による書面審査によって行い、二次審査に諮る提案を選定する。

「二次審査」・・・二次審査対象大学が、「研究力の向上戦略」、「研究力向上計画」及び「資金計画」の内容を踏まえて作成するヒアリング資料に基づき、事業推進委員会によるヒアリングによって行う。振興会は、二次審査によって選定された提案を採択する。

なお、ヒアリングで確認できなかった事項を確認するため、必要に応じてサイトビジットを実施する。サイトビジットにおいては、当該提案に係る確認事項を事前にサイトビジット対象大学に送付し、意見交換等を行うこととする。

2. 一次審査の進め方

- ・ 事業推進委員会は、書面審査を行い、その評価結果を合議する。
- ・ 事業推進委員会は、二次審査に諮る提案を選定し、選定されなかった提案については、その理由を確認し、コメントとしてとりまとめる。
- ・ 不採択となった各申請機関に対しては、不採択の旨及び事業推進委員会からのコメントを通知する。

- ・ 一次審査通過となった各申請機関に対しては、二次審査における事業推進委員会からの確認事項を通知する。

3. 二次審査の進め方

(1) ヒアリングの実施

- ・ 事業推進委員会は、ヒアリングを行い、その評価結果を合議する。
- ・ 事業推進委員会は、ヒアリング実施要領（別途作成）に基づき、申請機関の全体責任者（学長）等からヒアリングを実施する。
- ・ 事業推進委員会は、ヒアリングの結果を踏まえ、必要に応じてサイトビジット実施の対象機関を選定する。

(2) サイトビジットの実施

- ・ 事業推進委員会は、対象機関における審査に当たって生じた疑問点、事業運営に当たって懸念される事項等を確認事項としてまとめ、対象機関に対して事前に送付する。
- ・ 対象機関は、確認事項への回答資料、サイトビジットのスケジュールを作成し、振興会まで事前に提出する。
- ・ 事業推進委員会は、サイトビジット実施要領（別途作成）に定められた実施項目や時間配分に基づき、対象機関に対してサイトビジットを実施する。

4. 採択提案の決定

- ・ 事業推進委員会は、二次審査の評価結果を踏まえ、各提案の特徴に留意しつつ、合議を行い、採択に値する提案を選定する。その際、提案内容の改善を条件として選定する提案がある場合は、条件を確認する。
- ・ 振興会は、上記条件を該当の申請機関に送付し、条件を受け入れる旨の回答があった場合は、当該提案を採択に値するものとして取り扱う。条件を受け入れない旨の回答があった場合は、当該提案は選定されなかったものとして取り扱う。
- ・ 振興会は、事業推進委員会の選定に基づき、採択する提案を決定する。
- ・ 振興会は、採択された提案の申請機関に対して、採択決定の旨を通知する。また、事業推進委員会から提案内容の改善のための意見が付された場合には、当該意見を合わせて通知し、提案内容の改善を求める。
- ・ 不採択となった各申請機関に対しては、不採択の旨及び事業推進委員会からのコメントを通知する。

Ⅲ. 審査に当たっての観点

「公募要領」に示した本事業のミッションを達成するため、主に以下の観点から審査を行うこととする（申請体制や申請内容、申請に係る要件については「公募要領」を参照すること）。

1. 研究力の向上戦略について

(1) 研究力が向上した 10 年後の大学ビジョン

- ・ 強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等を核とし、国内外において優位

性を有したビジョンとなっているか。

- ・ 本事業による取組が特定の研究拠点に閉じておらず、他分野や学内の他部門への成果の拡張、若手人材の育成等の波及効果を期待できる戦略として、全学的なものとなっているか。
- ・ （連携機関がある場合）提案大学を中心とした研究力強化の観点から、大学ごとに何を強化するために、学内に何が不足していて、それをどこと連携してどう補うと、どう強くなれるかといった連携効果が明確となっているか。

(2) 研究力が向上した10年後の大学ビジョンの実現に至るまでのプロセス

- ・ 10年後の大学ビジョンを見据えたバックキャストによる具体的なプロセスを構想できているか。
- ・ プロセスを進める上で、国内外において優位性を有しているか。
- ・ 10年後の大学ビジョンの実現に向けて、これまでの研究拠点の活動で何ができて何ができないかを分析した上で、解決すべき課題や解決方策が明確となっているか。
- ・ 日本の研究力を牽引する研究大学群の一翼を担うことを意識して、大学が有する研究力の特色や強みを踏まえた大胆かつ実効的な改革によって、学内の他の組織等に研究力強化の効果を波及させる取組になっているか。
- ・ リソース配分や組織改革を推進させる取組になっているか。

(3) 「研究力の向上戦略」を実行するための体制

- ・ 「研究力の向上戦略」を推進するために必要なガバナンス体制が整備されているか。
- ・ 提案大学の強みや特色ある研究拠点等が、大学本部の積極的な関与のもと、組織的に充実した活動を行える運営マネジメントがなされているか。
- ・ 「研究力の向上戦略」の実行に当たって必要な企業・地方自治体・国際機関等と実質的な連携が図られているか。
- ・ （社会課題解決を強化する取組の場合）人文・社会科学も含めた大学の総合知が活用されているか。
- ・ （地域課題解決を目指す場合）地域の課題が何で、その中で優先的に取り組むべき事項を把握した上で、研究拠点の強みや特色をベースに地方自治体等との実効的な連携が図られているか。
- ・ （地域課題解決を目指す場合）地域全体のエコシステムの形成を推進する観点から、ステークホルダーに対し、大学の強みや特色、地域内外に対する研究の方向性が発信されているか。
- ・ （連携機関がある場合）提案大学を中心とした研究力向上に向けて、相互に資金的・人的コミットメントがある等、実質的な連携が図られているか。
- ・ （連携機関がある場合）提案大学が中心となった円滑な運用体制の構築が図られているか。

(4) 研究者及び研究支援人材の育成・採用・獲得

- ・ 世界で活躍できる研究者、博士後期課程学生を含む若手研究者及び研究支援人材について、優れた人材育成・採用・獲得ビジョンを有しているか。
- ・ 若手研究者及び研究支援人材の育成に向けた環境改善・向上の取組が適切なものとなっているか。

(5) 強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等のこれまでの成果・実績

- ・ 特定の個人研究者のみに依存せず、まとまった研究者数や関連する研究支援

者（URA 等の研究マネジメント人材や研究装置等の利用について技術的支援を行う職員等の高度な専門職人材を含む。）数が確保されているか。

- ・ 提案大学の強みや特色ある研究拠点等が、「研究力の向上戦略」のビジョンを実現するために十分な研究成果や社会実装の実績を有しているか。
- ・ 実績を踏まえた大学の研究力の発展性（伸びしろ）が見込まれるか。

(6) その他の実績及び関連事業の活用・連携効果

- ・ 強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等以外にも本事業と関連する実績を有しているか。また、その実績が「研究力の向上戦略」の実現可能性を高めるものとなっているか。
- ・ 文部科学省のみならず他府省の事業を含めた他の事業等により培ってきた大学・地域の資源や強み・特色を活かす戦略となっているか、又はそれらの事業等も効果的・効率的に活用しながら 10 年後の大学ビジョンを実現する戦略となっており、発展性（伸びしろ）が十分に見込まれるか。
- ・ （地域課題解決を目指す場合）地域の課題が何で、その中で優先的に取り組むべき事項を把握した上で、研究拠点の強みや特色をベースに地方自治体等との実効的な連携による研究力の強化を通じた戦略を立案しているか。
- ・ 提案大学又は連携大学が「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」に採択されている場合は、当該施設に対する本事業の提案が、相乗効果の期待できるものとなっているか。

(7) アウトプット・アウトカムの設定

- ・ 本事業の取組により強化する機能の内容に応じた指標となっているか。
- ・ 世界的に見てベンチマークとなる大学等を明確化した上で自大学の研究力を分析し、強化したい機能ごとにマイルストーンとなる指標を設定しているか。
- ・ アウトプット・アウトカムの数値や内容が、短期的・中長期的また、定量的・定性的に測定可能な指標として、適切な設定となっているか。
- ・ （連携機関がある場合）「研究力の向上戦略」の実現に向けて連携機関が実施する取組について測定するための適切な指標が含まれているか。

2. 研究力向上計画について

【提案大学】（連携大学及び参画機関の計画を含む。）

「研究力の向上戦略」で示した 10 年後の大学ビジョン実現のための具体的な 5 年間の計画

- ・ 「研究力の向上戦略」の実現に向け、コアとなる研究者やそれを取り巻く研究の厚み、これらを活かすガバナンスを通じて、根拠ある 10 年程度先の将来予測の下に目指すべき大学ビジョンを描き、そこからのバックキャストによる、更なる研究の質の発展や卓越した研究者及び研究支援人材の獲得等が可能となる計画となっているか。
- ・ 研究者・研究支援人材等の育成・採用・獲得戦略が、時間軸や人数等の定量的な内容を含んでおり、研究力の向上のための仕組みとして戦略的かつ有効な計画となっているか。
- ・ 持続的な発展に向けた、外部資金の獲得やリソースの再配分、組織改革の推進が戦略的かつ有効な計画となっているか。
- ・ 研究設備等の導入・更新・共用又は共同利用について、戦略的かつ有効な計画となっているか。

- ・「研究力の向上戦略」で示した10年後の大学ビジョン実現に向けて行われる取組内容が時系列に沿って整理されており、進め方が妥当であるか。

【連携大学】

- (1) 「研究力の向上戦略」における役割及び取組内容
 - ・提案大学の示す「研究力の向上戦略」の実現に向け、効果的な役割及び取組内容となっているか。
- (2) (複数の提案に参画している場合) 他の提案における取組内容
 - ・本提案と他の提案における取組内容が同一の内容となっていないか。
 - ・当該大学における各申請の妥当性や実現可能性とともに、全申請を通じた当該大学の研究力向上に関する効果等があるか。

3. 資金計画について

- (1) 研究力向上計画に基づく資金計画
 - ・研究力向上計画に基づき、効果的な資金計画となっているか。
 - ・取組内容に応じた妥当な資金計画となっているか。
- (2) 持続的な展開に向けた本事業以外の経費の活用計画
 - ・5年間の支援期間終了後の継続及び発展に向け、資金計画が妥当であるか。
 - ・5年間の支援期間終了後の継続及び発展に向け、既存の経費の合理化及び活用計画が効果的か。
 - ・5年間の支援期間終了後の継続及び発展に向け、妥当な外部資金の獲得計画となっているか。

IV. 審査における評価方法

1. 一次審査（書面審査）における評価

事業推進委員会は、書面審査により各委員の評価をもとに合議を行い、二次審査（面接審査）の実施可否を決定する。

(1) 「研究力の向上戦略」における評価

事業推進委員会委員（以下「委員」という。）は、「研究力の向上戦略」を次表により評価する。委員は、「審査の観点」毎に評価を付す。【絶対評価】

評価	評価基準
S	特に優れている
A ⁺	優れている
A	妥当である
B	概ね妥当である
B ⁻	一部に不十分な点がある
C	不十分である

(審査の観点)

(1)	研究力の向上戦略における 10 年後の大学ビジョン
(2)	研究が向上した 10 年後の大学ビジョンの実現に至るまでのプロセス
(3)	「研究力の向上戦略」を実行するための体制
(4)	研究者及び研究支援人材の育成・採用・獲得
(5)	強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等のこれまでの成果・実績
(6)	その他の実績及び関連事業の活用・連携効果
(7)	アウトプット・アウトカムの設定

(2)「研究力向上計画」、「資金計画」における評価

委員は、次表により評価する。【相対評価】

評価	評価基準
S	全体として優れた提案であり、積極的に採択すべきである
A ⁺	全体として優れた提案であり、採択すべきである
A	全体として妥当な提案であり、採択すべきである
B	一部に不十分な点がある提案だが、採択してもよい
B ⁻	一部に不十分な点がある提案であり、採択は困難である
C	不十分な点が多い提案であり、採択は困難である

2. 二次審査（面接審査）における評価

事業推進委員会において、面接審査を行うとともに、必要に応じてサイトビジットを行う。委員は、利害関係により審査を行うことができない場合を除いて、全ての提案を確認し、次表により評価する。【相対評価】

評価	評価基準
S	積極的に採択すべきである
A	採択すべきである
B	一部に不十分な点はあるが、採択してもよい
C	不十分な点が多く、採択は困難である

3. 採択提案の決定における区分

事業推進委員会は、二次審査までの結果及び本事業の背景・目的（地域中核・特色ある研究大学が研究大学群として発展していくこと。）を踏まえて、採択に値する提案を選定する。委員は、審議を尽くした上で、合議を行い、最終評価を次表により行う。

区分	最終評価
○	採択候補として選定する。
△	条件付き採択候補として選定する。
×	採択候補として選定しない。

振興会は、事業推進委員会の選定に基づき、採択する提案を決定する。

V. その他

1. 開示・公開等

- ・ 審査の経過は、審査の円滑な遂行の観点から非公開とし、審査に用いる会議資料についても、非公開とする。
- ・ 審査結果は文部科学省が設置する地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会へ報告する。
- ・ 採択された大学の取組内容については、採択大学と調整の上、公表する予定としている。

2. 利害関係者の排除

委員は、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、当該案件の審査に参画することが出来ないものとする。具体的には、委員は、書面審査及びヒアリングにおいて当該案件についての審査を行わないこととし、会議において当該案件に関する個別審議が行われる際には、議論や判断に加わらないこととする。

- i 事業の実施体制に含まれる大学等（以下「実施機関」という。）に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）する者
- ii 実施機関における事業に参画している、又は参画する予定のある者
- iii 実施機関の長との関係において、次に掲げる者に該当する場合
 - (1) 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者
 - (2) 密接な師弟関係にある者
- iv 実施機関における評価委員会等の委員に就任している、又は就任する予定のある者
- v 実施機関における活動、又は事業の採否が直接的な利害につながるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係にある者
- vi その他、中立・公平に審査を行うことが困難であると判断される事由のある者

3. 秘密保持等

- ・ 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ・ 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- ・ 委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務局にその旨を申し出ること。

4. 審査を進めるに当たって必要な事項

- ・ このほか、審査を進めるに当たって必要な事項については、事業推進委員会において定める。

地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針

令和 5 年 4 月 14 日

文部科学大臣決定

独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 159 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づいて独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に造成された地域中核研究大学等強化促進基金（以下「基金」という。）を適切に運用するため、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和 5 年 3 月 15 日文部科学大臣決定）第 7 条第 6 号に規定する運用基本方針を定める。

1. 目的

地域の中核大学や研究の特定分野に強みを持つ大学（以下「地域中核・特色ある研究大学」という。）が、その強みや特色のある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る環境整備を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進することを目的とする。

2. 総則

（1）基金から支出する助成金（以下「助成金」という。）の執行に係るルールは、法第 17 条第 2 項により準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）及び本基本方針並びに本基本方針に基づき別に定める制度骨子に適合するよう策定されなければならない。

（2）振興会は、多様な知見を有する有識者からなる「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会」を設置し、本基本方針及び制度骨子を踏まえ、助成金により行う事業（以下「補助事業」という。）の公募、審査、進捗管理及び文部科学省に設置する「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会」（以下「事業設計委員会」という。）に対する進捗報告を行うとともに、事業設計委員会の助言を十分に踏まえ、補助事業を実施しなければならない。

3. 助成金の交付の対象等

（1）助成金の交付は、地域中核・特色ある研究大学であって、強みや特色ある研究拠点・社会実装拠点等を有する大学が、研究力が向上した 10 年後の大学ビジョン及びそこに至るための具体化されたプロセスを示した研究力の向上戦略（以下「研究力の向上戦略」という。）に基づき、実行する取組を対象とする。

（2）具体的には、振興会により審査・採択された大学（以下「採択大学」という。）が、研究力の向上戦略に基づき、実行する取組を交付対象とする。また、研究力の向上に向けて採択大学と有効な連携を行う連携機関（連携大学及び参画機関）がある場合には、連携大学の取組についても交付対象とする。

なお、本基本方針において、「連携大学」は、「大学が有する強みを活かして、採択大学の研究力の向上戦略に関連して、採択大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る国公立大学（大学共同利用機関を含む）」のことを言い、「参画機関」は、「本事業の経費の配分対象ではないが、提案大学と連携して活動を行う、研究力の強化に有効な大学等」のことを言う。

(3) 連携機関がある場合には、採択大学が責任機関として全体を統括するものとする。この場合において、振興会と補助事業者との間における一連の事務の実施に当たっては、採択大学が補助事業者を代表して行うものとする。

(4) 助成金は、研究力の向上のための戦略的実行経費（経費 A）、研究設備等整備経費（経費 B）の 2 つから構成することとし、経費 A、B の性格は以下のとおりとする。

- ① 経費 A：研究力の向上戦略を実行するために必要な経費であり、経費 B に含まれないもの（研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の人件費、研究者の人件費、旅費、謝金、調査費、その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費）
- ② 経費 B：研究設備等整備経費（研究機器購入費、研究機器購入に伴う設置経費、研究・事務 DX（デジタル・トランスフォーメーション）や研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費、その他研究力向上に係る研究設備の整備及びその付帯事務費等）

4. 助成金の費目間流用

(1) 経費 A 又は経費 B のそれぞれにおける費目間の流用は、各年度予算額の総額のそれぞれ 50% の範囲内であれば、振興会への手続を経ることなく行うことができる。総額の 50% を超える流用を行おうとする場合には、振興会の承認を必要とする。

(2) 経費 A 及び経費 B 間の流用については、振興会が真に必要と認める場合に限る。

(3) その他必要となる費目間流用の取扱いについては、別に振興会が定めることとする。

5. 助成金の適切な管理及び執行

(1) 助成金の執行は、振興会及び助成金の交付を受ける補助事業者が定める規程等に基づいて行う。振興会及び補助事業者は、他大学との連携方策を含む研究力の向上戦略の実行に必要な取組に対し柔軟に支出できるように留意するとともに、助成金を適正に執行管理するために必要な規程等を定め適切に管理することとする。

(2) 助成金により行う事業の期間内においては、研究力の向上戦略に基づく取組が円滑に進展するように、年度末及び年度初めにおいて経費執行の空白期間が生じないように努め、弾力的な経費の執行を可能とする。

(3) 各年度の助成金において、補助事業者が策定した事業計画の変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、事前の手続きを経ることなく翌年度に引き続き使用することを可能とし、補助事業者は各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかにすることとする。

(4) 補助事業者は、交付申請時に提出する事業計画又は変更届後の事業計画で示すことにより、実施する取組の一部を他機関に委託等契約により行わせることができる。その際、委託する業務の内容に応じて、経費 A 及び経費 B の各費目に振り分けて支出を管理するものとする。なお、事業遂行上必要

な場合には補助事業者から委託を受けた機関からの委託（再委託）も可能とする。委託先及び再委託先における委託費・再委託費の管理については、助成金の取扱いに準ずるものとする。

（５）補助事業において、助成金の不正な使用等が認められた場合又は研究力の向上戦略に基づき実行する取組に関する報告書等の不正行為（捏造等）が認められた場合には、振興会が定めるところにより厳正に対処することとする。

6. 助成金の交付申請等

（１）助成金は、採択大学が交付申請時に提出する補助事業期間の所要経費総額及び年度毎の事業計画に基づいた支払請求の申請を行うことにより振興会から交付する。ただし、振興会は、採択大学の研究力の向上戦略の実行に係る進捗状況を踏まえ、交付にあたって一定の要件を課すことや補助事業期間途中に交付額の上限を設けることができることとする。

（２）連携大学がある場合には、助成金は振興会が採択大学に一括で配分し、連携大学には採択大学から補助事業遂行に必要な額を配分するものとする。

（３）研究力の向上戦略の実行上必要な場合においては、交付決定の総額の範囲内で、年度途中の追加支払いを受けることを可能とする。

7. 事業計画の変更

（１）事業計画を大幅に変更する場合には、採択大学から事前に振興会に変更申請を行わなければならない。振興会は、当該変更申請を受けたときは、承認するか否かの判断をするものとする。

（２）上記を除く事業計画の内容の軽微な変更については、補助事業者の判断により行うことができる。ただし、補助事業者が委託した機関の変更については、委託する事業の内容に応じ、振興会への事前の届出を必要とする。

8. 実施状況報告書の提出

採択大学は、最終年度を除く各年度終了後 2 か月以内に事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

9. 法律に基づく額の確定

採択大学は、補助事業期間終了後に、補助事業期間全体の実績報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の審査等については、8. により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

10. 補助事業完了により生じた収益の取扱い

（１）補助事業者は、補助事業期間終了後 5 年を経過する時点まで、補助事業の完了により収益を生じた

ときは、採択大学を通じてその旨を記載した書面を振興会に提出しなければならない。

(2) 上記書面を受理した振興会は、当該内容を確認し、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

11. 進捗管理及び評価

(1) 補助事業については、文部科学省及び振興会による進捗管理並びに中間年（3年度目を目途）及び最終年（5年度目を目途）における評価を実施する。

(2) 振興会は、進捗管理及び中間評価の結果、必要がある場合には、補助事業者に対し、改善を要求するとともに、補助事業の継続が不適當である等の意見が出された場合においては、これを踏まえて交付決定の一部取消等の措置を講ずることができる。

12. 見直し

文部科学大臣は、基金の運用開始 5 年以内に、基金の執行状況及び成果等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

13. その他

本基本方針として文部科学省において定めることのほか、基金の運用に関し必要な事項は、これと整合を図りつつ、振興会が定めることとする。

附則

この決定は、令和 5 年 4 月 14 日から施行する。

地域中核研究大学等強化促進基金助成金（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）

取扱要領

令和 5 年 5 月 1 9 日 規程第 2 2 号

（通則）

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に係る地域中核研究大学等強化促進基金助成金（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）第17条第2項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和 5 年 3 月15日 文部科学大臣決定、以下「交付要綱」という。）並びに地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針（令和 5 年 4 月14日 文部科学大臣決定）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この取扱要領は、交付要綱第 7 条第八号の規定に基づき、振興会から交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この取扱要領において「大学」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。

2 この取扱要領において「採択大学」とは、法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等として、助成金の交付対象となる事業の採択を受け、その遂行に関してすべての責任を有する大学をいう。

3 この取扱要領において「連携大学」とは、法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等として、採択大学との組織的な連携を図りながら、助成金の交付対象となる事業を実施する国公立大学（大学共同利用機関を含む）であり、事業の取組内容に応じて分担金の配分を受ける大学等をいう。

4 この取扱要領において「補助事業者」とは、採択大学及び連携大学をいう。

5 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による助成金の他の用途への使用又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

6 この取扱要領において「不正受給」とは、補助事業者が、偽りその他不正の手段により助成金を受給することをいう。

7 この取扱要領において「不正行為」とは、助成金の交付対象となる事業において報告された内容に示されたデータ、情報、調査結果等の故意又は基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

8 この取扱要領において「電磁的方法」とは、振興会の使用に係る電子計算機と採択大学の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して通知又は提出する方法をいう。

（助成金の交付の対象）

第 4 条 この助成金の交付の対象となる事業は、地域の中核大学や研究の特定分野に強みを持つ大学

であって、強みや特色ある研究拠点・社会実装拠点等を有する大学が、研究力の向上戦略に基づき実行する取組（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 補助事業の決定は、振興会が行う公募及び審査を経て行うものとする。
- 3 助成対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。
- 4 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。
- 5 第1項の規定に関わらず、助成金の不正使用、不正受給又は助成金による補助事業に関する報告並びに研究活動における不正行為を行った者並びにそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、次の各号に定める期間、助成金を交付しない。
 - 一 助成金の不正使用を行った者及びそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、助成金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間。ただし、補助事業以外の用途への助成金の不正な使用を行った者及びそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、助成金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の期間。
 - 二 助成金の不正受給を行った者及びそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、助成金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間。
 - 三 助成金による研究活動における不正行為があったと認定された研究者（当該不正行為があったと認定された論文等の内容について責任を負う著者として認定された研究者を含む。）が中心的な役割を果たす事業については、助成金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上10年以内の期間。
- 6 第1項の規定に関わらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）に定める給付金の不正な使用及び受給を行った、又は当該給付金による研究活動における不正行為の認定をされたことにより、当該給付金を一定期間交付しないこととされた者が中心的な役割を果たす事業については、大臣決定に定める期間、助成金を交付しない。

（公募及び審査）

- 第5条 前条第2項の規定による公募に申請をしようとする者は、別に定める公募要領に基づき、補助事業に関する申請調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。
- 2 前項の申請調書の提出期間については、振興会が公表する。
 - 3 振興会は、採択大学及び交付しようとする交付額（以下「交付予定額」という。）を定めるに当たっては、助成金の配分等に関する事項を審議する地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会に諮るものとする。
 - 4 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付予定額の通知）

- 第6条 振興会は、採択大学及び交付予定額を定め、その者に対し交付予定額を通知するものとする。

（交付申請）

- 第7条 振興会に対して助成金の交付を申請することができる者は、採択大学とする。
- 2 採択大学は、振興会の指示する時期までに、交付申請書を別に定める様式により振興会に提出しなければならない。
 - 3 採択大学は、前項に規定する助成金の交付の申請を行うにあたり、当該助成金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、助成金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

（交付の決定）

- 第 8 条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。
- 2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。
- 3 振興会は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第 3 項本文の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して助成金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 4 振興会は、助成金の交付の条件（以下「交付条件」という。）として、必要な事項について定めるものとする。
- 5 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を採択大学に通知するものとする。
- 6 助成金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の交付申請書が振興会に到達してから 30 日とする。

（申請の取下げ）

- 第 9 条 採択大学は、前条第 5 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（助成金の使用制限）

- 第 10 条 補助事業者は、交付条件において認められる場合を除き、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

（実施状況報告書）

- 第 11 条 採択大学は、最終年度を除く各年度終了後 2 ヶ月以内に、補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。
- 2 振興会は、提出された実施状況報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の執行状況を監査し、各年度における補助事業者の支出が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認し、その額を採択大学に通知するものとする。

(実績報告書)

第 12 条 採択大学は、補助事業を完了した場合（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了後 2 ヶ月以内に実績報告書を別に定める様式により振興会に提出しなければならない。

2 採択大学は、前項に規定する実績報告書を提出するにあたり、助成金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 13 条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、採択大学に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く各年度に実施された部分の確認においては、第 11 条第 2 項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

2 振興会は、助成金の交付の申請時において助成金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、助成金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、そのときにおいて当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(助成金の返還)

第 14 条 振興会は、前条第 1 項の規定により採択大学に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を採択大学に命ずるものとする。

2 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第 15 条 採択大学は、助成金の交付申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を振興会に提出しなければならない。

2 振興会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第 2 項の規定は、前項に基づく助成金の返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 振興会は、補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 2 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本取扱要領、交付条件、助成金の交付の決定の内容又は法令若しくは本取扱要領若しくは交付条件等に基づく振興会の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 三 補助事業者が、補助事業において、助成金の不正使用又は不正受給をした場合
- 四 補助事業者が、補助事業に関する報告及び研究活動において不正行為をした場合

五 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 前項第一号から第四号の規定は、補助事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 振興会は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 振興会は、第1項第一号から第四号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第14条第2項の規定は、第3項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(電磁的方法による通知)

第17条 振興会は、助成金に係る通知を、電磁的方法をもって行うことができる。

- 2 前項の通知について、振興会は採択大学の使用に係る電子計算機によって当該通知を閲覧することが可能になったことをもって、到達したものとみなす。

(電磁的方法による提出)

第18条 採択大学は、法、令、交付要綱、本取扱要領又は交付条件の規定に基づく申請、届出、報告その他振興会に提出するものについては、法第26条の3第1項の規定に基づき電磁的方法により提出することができる。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に振興会に到達したものとみなす。

(帳簿関係書類等の整理)

第19条 補助事業者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後5年間保管（電磁的記録による保存も可能とする。）しておかなければならない。

(経理の調査)

第20条 振興会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第21条 振興会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(報告の公表)

第22条 振興会は、実施状況報告書、実績報告書及び第20条並びに前条の報告書の全部又は一部を公表することができる。

(その他)

第23条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則（令和５年規程第２２号）

この規程は、令和５年５月１９日から施行する。

令和 6 年 1 月 9 日

地域中核研究大学等強化促進基金助成金における交付条件

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）から地域中核研究大学等強化促進基金助成金（以下「助成金」という。）の交付を受ける採択大学及び連携大学（以下「補助事業者」という。）が、地域中核研究大学等強化促進基金助成金（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）取扱要領（令和 5 年規程第 22 号。以下「取扱要領」という。）第 8 条 4 項の規定により従うべき交付条件は次のとおりとする。

1 総則

【法令等の遵守】

1-1 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に係る地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針（令和 5 年 4 月 14 日文部科学大臣決定。以下「運用基本方針」という。）、取扱要領及びこの交付条件を含む、関係する法令等を遵守しなければならない。

【用語の定義】

1-2 本交付条件において、用語の定義は取扱要領第 3 条及び第 4 条の規定を準用する。

【補助事業者の責務】

1-3 補助事業者は、助成金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、助成金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

【事業計画の提出】

1-4 採択大学は、補助事業の計画を明らかにするため、振興会が別に定める期日までに、別に定める様式により事業計画を振興会に提出しなければならない。

【助成金の管理等】

1-5 補助事業者は、取扱要領及び本交付条件に定めるところにより、助成金の管理に係る諸手続を行わなければならない。

2 助成金の使用

【助成金の公正かつ効率的な使用】

2-1 補助事業者は、交付される助成金の公正かつ効率的な使用に努め、本交付条件に違反する使用をしてはならない。

【助成金の経費区分】

2-2 助成金は「戦略的実行経費（経費 A）」、「研究設備等整備経費（経費 B）」に区分

して使用及び管理をしなければならない。各区分の内容は以下のとおりとする。

経費 A：研究力の向上戦略を実行するために必要な経費であり、経費 Bに含まれないもの（研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の人件費、研究者の人件費、旅費、謝金、調査費、その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費）

経費 B：研究設備等整備経費：研究機器購入費、研究機器購入に伴う設置経費、研究・事務DX（デジタル・トランスフォーメーション）や研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費、その他研究力向上に係る研究設備の整備及びその付帯事務費等

なお、経費 A、経費 B間の流用は振興会が真に必要と認める場合に限るものとする。

【助成金の費目別内訳】

2-3 補助事業者は、経費 A 及び経費 B を、それぞれ物品費、旅費、人件費・謝金、その他、の 4 つの費目に分けて使用及び管理をしなければならない。各費目の対象となる経費の例は、以下のとおりとする。

(1) 物品費

①設備備品費

補助事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。

②消耗品費

補助事業の実施に必要な資材、部品、消耗品等に要する経費。例えば、ソフトウェア（バージョンアップを含む）、図書・書籍、実験器具類、事務用品等が挙げられる。

なお、消耗品の定義・購入手続は補助事業者の規定等に従うこととする。

(2) 旅費

①旅費

補助事業の実施に必要な旅費に要する経費。例えば、補助事業の実施に必要となる外国・国内への出張又は移動にかかる経費、外国からの研究者等の招へいにかかる経費、研究者等が赴任する際にかかる経費等が挙げられる。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規定等に従うこととし、その手段・経路等については最も経済的な通常の経路及び方法により、選択すること。

(3) 人件費・謝金等

①人件費

補助事業の実施に必要な研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材、研究者等を雇用等する場合の給与等にかかる経費。

なお、給与に係る単価等は、補助事業者の規定等に基づき算定すること。

②謝金

補助事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費。例えば、委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金、データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱）等が挙げられる。

なお、謝金に係る単価等は、補助事業者の規定等に基づき算定すること。

(4) その他

①外注費

補助事業の実施に必要な外注※にかかる経費。例えば、機械装置・備品の操作・保守・修理（原則として当該事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、現状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負（業者請負）等が挙げられる。

※ 本費目は、請負契約によるものに限る。委任契約によるものは「委託費」として計上すること。

②印刷製本費

補助事業の実施に必要な資料等の印刷、製本にかかる経費。例えば、チラシ、ポスター、写真、図面コピー等必要な書類作成のための印刷代等が挙げられる。

③会議費

補助事業の実施に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催にかかる経費。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議等に伴う飲食代（アルコール類は除く。）等が挙げられる。

④通信運搬費

補助事業の実施に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等にかかる経費。例えば、電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等が挙げられる。

⑤光熱水費

補助事業の実施に必要な機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等に係る経費。なお、合理的根拠により本補助事業に係る使用量を特定する必要がある。

⑥その他（諸経費）

上記の各項目以外に、補助事業の実施に必要な経費。例えば、物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、施設・設備使用料、研究成果発表費、広報費（ウェブサイト・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費、保険料（補助事業に真に必要なもの（レンタカーの基本料金に含まれる保険料等、強制的に加入が必要となるもの等））、振込手数料、データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む。）、データベース使用料等）、特許関連経費、書籍等のマイクロフィルム化・データ化、レンタカー代、タクシー代（補助事業者の規定等に基づき『旅費』に計上するものを除く。）、委託費等が挙げられる。また、補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができる。なお、その際の委託費は、原則として補助対象経費の総額の50%を超えないこと。

【分担金の配分】

- 2-4 採択大学は、助成金受領後、連携大学が使用する経費 A 若しくは経費 B 又はその両方を、分担金として当該連携大学に配分しなければならない。分担金の額については、原則として事業計画に記載した額とする。

【補助事業の一部委託】

- 2-5 補助事業者は、事業計画で予め示すことにより、補助事業の一部を他の機関等に委託することができる。その際、委託する業務の内容に応じて、経費 A 若しくは経費 B 又はその両方を当該機関等に支出することができる。ただし、当該機関等は委託費の管理を 2-3 に定める費目に分けて行わなければならない。また、補助事業の遂行上必要な場合には、補助事業者から委託を受けた機関からの委託（再委託）も可能とするが、再々委託は認められない。

【補助事業・契約等の開始】

- 2-6 補助事業者は、交付決定の通知を受領後、直ちに補助事業を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、助成金受領後に支出する、又は補助事業者が立て替えて助成金受領後に精算しなければならない。

【助成金の交付請求】

- 2-7 採択大学は、事業計画に基づき、各年度に必要なとなる経費について、振興会が別に指定する期日までに、別に定める「交付請求書」により、助成金の交付請求を行わなければならない。

【執行計画の変更】

- 2-8 採択大学は、助成金の年度毎の執行予定額を変更する場合には、別に定める「事業計画変更承認申請書」により申請を行い、事前に振興会の承認を受けなければならない。なお、経費区分毎の交付決定額を超えて執行計画を変更してはならない。

【助成金の年度をまたぐ使用】

- 2-9 補助事業者は、交付を受けた助成金において事業計画変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、返還することなく、翌年度に引き続き使用することができる。ただし、各年度における補助事業の実施状況を振興会に報告する際には、当該年度に未使用となった助成金の発生理由を明らかにしなければならない。

【納品等及び支出の期限】

- 2-10 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は、補助事業の期間内に終了しなければならない。なお、最終年度の支出については、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

【使用の制限】

- 2-11 補助事業の実施のために、本助成金を支出する直接の必要がないと考えられる経費（懇親会経費や酒、煙草等に係る経費・手土産などの経費等）には使用してはならない。また、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費を負担しているものなどについても使用することはできない。なお、補助事業内容に応じて支出の必要性を勘案した結果、使用できない場合がある。

【経費の合算使用】

- 2-12 補助事業者は、経費 A 及び経費 B について、補助事業に関連する部分の切り分けが可

能な場合に限り、他の経費と合算して使用することができる(当該他の経費に合算使用の制限がある場合はこの限りでない。)。

3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)

【変更できない事項】

3-1 「補助事業の概要」及び「補助事業の目的」は、変更することができない。

【補助事業の中止又は廃止】

3-2 採択大学は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、別に定める「補助事業中止(廃止)承認申請書」により申請を行い、事前に振興会の承認を受けるとともに、未使用の助成金を返還しなければならない。

【補助事業者の変更】

3-3 採択大学は、連携大学を変更する場合には、別に定める「事業計画変更承認申請書」により申請を行い、事前に振興会の承認を受けなければならない。

【補助事業委託先の変更】

3-4 採択大学は、補助事業の一部を委託する機関等を変更する場合には、委託事業の内容に応じて、別に定める「変更届」により、事前に振興会へ届け出なければならない。

【助成金の費目間の流用】

3-5 採択大学は、補助事業の経費A及び経費Bの各経費区分における費目間の流用について、各年度における経費総額のそれぞれ50%を超えて流用しようとする場合には、別に定める「事業計画変更承認申請書」により申請を行い、事前に振興会の承認を受けなければならない。なお、50%を超えない場合には、手続を経ることなく変更することができる。

3-6 採択大学は、経費A及び経費Bの経費間の流用については、別に定める「事業計画変更承認申請書」により申請を行い、事前に振興会の承認を受けなければならない。

【事業計画の軽微な変更】

3-7 「事業計画変更承認申請書」により申請を行う事項及び「変更届」により届出を行う事項を除く事業計画の内容の変更は、振興会への手続を経ることなく補助事業者の判断により行うことができる。

【補助事業者情報の変更】

3-8 補助事業者は、3-3に定めるもののほか、補助事業者に関する情報に変更がある場合には、別に定める「変更届」により、速やかに振興会へ届け出なければならない。

【助成金の追加交付】

3-9 採択大学は、執行計画の変更に伴い、年度途中で助成金の追加交付を求める場合には、別に定める「前倒し交付請求書」により、交付請求を行わなければならない。

4 実施状況の報告

【実施状況報告書の提出】

- 4-1 採択大学は、最終年度を除く各年度終了後2ヶ月以内に、別に定める「実施状況報告書」により、振興会に補助事業の実施状況を報告しなければならない。

5 実績の報告

【実績報告書の提出】

- 5-1 採択大学は、補助事業完了後2ヶ月以内（補助事業を中止又は廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後2ヶ月以内）に、「実績報告書」により、振興会に実績報告を行わなければならない。

6 交付決定の取消し

補助事業者は、取扱要領第16条1項の規定により交付決定の取消し等の措置がなされた場合には、交付した助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

7 知的財産権の帰属

補助事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権の帰属は、補助事業者の規定等に基づくものとする。

8 取得財産の管理等

【取得財産の管理義務】

- 8-1 補助事業者は、補助事業により購入した設備備品等の資産については、管理台帳の備え付け等の方法により、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 8-2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 8-3 振興会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を振興会に納付させることができる。

【財産処分の制限】

- 8-4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価額が50万円以上の機械及び重要な器具を、助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、予め振興会の承認を受けなければならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- (1) 補助事業者が、運用基本方針10(2)に基づき助成金の全部に相当する金額を納付した場合
 - (2) 「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件(平成14年文部科学省告示第53号)」に定める期間を経過した場合

8-5 8-3の規定は、振興会が8-4の承認をする場合において準用する。

【財産処分承認申請の承認の基準】

8-6 8-4における財産処分の承認の基準は「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」によることとする。

9 事業成果の公表等

【事業成果の公表】

9-1 補助事業者は、補助事業期間中及び終了後において、補助事業の成果を取組事業・権利取得等に支障のない範囲で積極的に公表しなければならない。

【事業成果公表の報告】

9-2 採択大学は、補助事業の成果について、新聞、書籍、雑誌等において公表を行った場合、実施状況報告書又は実績報告書により振興会に報告しなければならない。

10 適正な使用の確保

【経費管理・監査体制の整備】

10-1 補助事業者は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、経費管理・監査体制を整備しなければならない。

【助成金の管理・監査体制の整備等の報告】

10-2 補助事業者は、助成金交付に当たり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて文部科学省に対して提出しなければならない。ただし、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人が所管する他の公的研究費の応募の際に、e-Radを使用して既に同報告書を提出している場合はこの限りではない。また、助成金を継続して管理している間、毎年度12月1日までにチェックリストを提出しなければならない。

【経費管理担当者の報告】

10-3 補助事業者は、交付予定額の通知を受けた補助事業毎の経費管理責任者を選任し、振興会に報告しなければならない。

【内部監査の実施】

10-4 補助事業者は、毎年度、補助事業に関する内部監査を実施しなければならない。

【不正な使用及び不正受給に係る調査の実施】

10-5 補助事業者は、助成金の不正使用又は不正受給が明らかになった場合（不正使用や不正受給の疑いがある場合を含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を振興会に報告しなければならない。

【日本学術振興会が行う調査等への協力】

10-6 振興会が補助事業者に対し、助成金の経理について調査又は報告を求めた場合には、補助事業者は振興会に対して協力しなければならない。

11 研究活動における不正行為への対応

【規程等の整備】

11-1 補助事業者は、不正行為を防止するとともに、その疑いが生じた場合に適切に対応できるようにするため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、必要な規程等を定めるとともに、研究力の向上に係る取組による研究開発の実施に関わる研究者に周知しなければならない。

11-2 補助事業者は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、補助事業に関わる全ての構成員（研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）に対して、定期的にコンプライアンス教育を実施し、受講状況等を把握しなければならない。合わせて、定期的に啓発活動を実施し、助成金の不正な使用の防止に向けた意識の向上を図らなければならない。

また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、補助事業に関わる構成員を対象に研究倫理教育を実施することとする。

【研究活動の不正行為に係る調査の実施】

11-3 補助事業者は、助成金による研究活動における不正行為が明らかになった場合（不正行為の疑いがある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を振興会に報告することとする。

12 その他

【人権保護及び法令等の遵守に係る事務】

12-1 補助事業の遂行に当たり、以下のような関係する法令等を遵守しなければ行うことができない研究等を実施する場合には、関係する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を適切に行うために必要な体制等を整備し、当該事務を行うこととする。

- ・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合
- ・個人情報取り扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取り扱いを含む研究、遺伝子組換え実験を含む研究を実施する場合等）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む。）又は貨物の輸出をしようとする場合 等

【関係書類の整理・保管】

12-2 補助事業者は、別に定める「収支簿」により、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、助成金の収支に関する帳簿を備えるとともに領収証書等関係書類を整理し、補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

12-3 補助事業者は、補助事業の一部を他の機関等に委託する場合には12-2と同様に扱うものとし、委託費の収支に関する帳簿を委託先の機関等から入手し補助事業完了後5年間保管しなければならない。

独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金及び
地域中核研究大学等強化促進基金の運用に関する取扱要項

〔平成 21 年 11 月 27 日〕
理 事 長 裁 定
改正 平成 22 年 6 月 30 日
改正 平成 23 年 4 月 28 日
改正 平成 25 年 4 月 1 日
改正 平成 26 年 4 月 1 日
改正 平成 28 年 4 月 1 日
改正 平成 30 年 3 月 31 日
改正 令和 5 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程（平成 23 年規程第 26 号）第 5 条、独立行政法人日本学術振興会地域中核研究大学等強化促進基金設置規程（令和 5 年規程第 4 号）第 5 条に基づく学術研究助成基金及び地域中核研究大学等強化促進基金（以下「基金」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

(運用の原則)

第 2 条 基金の運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした運用に努めること。
 - (2) 運用は事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
 - (3) 収益性の向上に努めること。
- 2 基金の運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(運用方法)

- 第 3 条 基金の運用に当たっては、独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号）第 18 条第 3 項及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 3 項に規定する方法により行うものとする。
- 2 支払時期が 1 年を超えると見込まれる資金については、短期的な運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な運用を行うことができるものとする。
 - 3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第 4 条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

- 2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である金融機関とする。
- 3 引合いに際しては、金融機関に対して運用しようとする額、運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第5条 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

- 第7条 金融商品の運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体(以下「運用先金融機関等」という。)が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。
- 2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(運用責任者等)

- 第8条 運用責任者は、理事長とする。
- 2 運用業務は総務部長が行うものとし、この業務に係る事務は会計課長が行うものとする。

(基金の出納)

- 第9条 基金の出納業務は、独立行政法人日本学術振興会会計規程(平成15年規程第6号。以下「会計規程」という。)第6条に規定する出納役の命令に基づき、会計規程第7条に規定する出納主任が行う。
- 2 会計課長は、預金の預入先又は債券の購入先が決定したときは速やかに出納主任に報告するものとする。

(運用先の監視・情報収集)

- 第10条 出納主任及び会計課長は、次の各号により、運用先金融機関等の経営状況の監視等を行うものとする。
- (1) 運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うものとする。
 - (2) 運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第 1 1 条 基金の運用において事故が発生した場合は、総務部長は直ちに理事長及び出納役に報告しなければならない。

(運用実績の報告)

第 1 2 条 総務部長は、運用実績を定期的に、また必要に応じ、理事長及び基金管理委員会に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 2 年 6 月 3 0 日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 2 3 年 4 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 3 月 2 4 日から施行し、令和 5 年 3 月 1 5 日から適用する。

参照条文

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附随する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
 - 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの
- 2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。
- 3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第二十七条の三 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）（抄）

（基金の設置等）

第十八条の二 振興会は、文部科学大臣が通則法第二十九条第一項に規定する

中期目標において第十五条各号に掲げる業務（第十九条第一項に規定する学術研究助成業務を除く。）のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 2 政府は、予算の範囲内において、振興会に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年10月1日規程第1号）
（抄）

（特定公募型研究開発業務）

第32条 振興会は、国から交付される補助金により設けられた基金により、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務を行うものとする。

- 2 前項に定める業務の実施に必要な事項については、別に定める。

独立行政法人日本学術振興会
令和5年度特定公募型研究開発業務
（地域中核・特色ある研究大学
強化促進事業）に関する報告書
に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の３第２項の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会令和５年度特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

文 部 科 学 大 臣

令和５年度特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

- １．独立行政法人日本学術振興会においては、文部科学省と定期的に協議を行いつつ、令和５年度公募及びその審査を行い、年度内に交付決定を行うとともに、採択大学に対する支援体制構築のための検討を行うなど、着実に事業を実施した。引き続き、我が国の研究力向上の実現に向け、公募及び審査を行うとともに、採択大学の戦略の実現に向けた伴走支援を着実に実施することが必要である。
- ２．基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の２第３項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。